

平成29年度事業報告

社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会

平成29年度事業報告

平成29年4月、改正社会福祉法の全面施行に伴い、外部監査を本格導入し、高い公益性が求められる社会福祉協議会として財務規律の強化など、法人運営の透明性の向上に取り組むとともに、成年後見支援センター事業や要介護認定・障がい支援区分認定調査事業などの公募事業へ積極的に応募した結果、これまでの実績を評価され、次年度に向けては7事業を受託するなど、財政基盤の強化にも努めた。

平成30年3月には、「つながり・支えあうことができる福祉コミュニティ」を目指し、今後3年間を計画期間として、地域福祉活動を推進する市・区社協と地域住民、民間団体がともに取り組む目標を定めた「大阪市地域福祉活動推進計画」を策定した。同時期に策定された行政計画である「大阪市地域福祉基本計画」とは理念や方向性を共有しており、地域福祉を推進していくこととしている。また、本計画に加え、計画推進の具体的な方策や手法をまとめた「参画と協働のための地域福祉ガイドブック」を3テーマで作成し、地域福祉に関わる多様な主体の実践上の手引書となるよう、広く情報発信した。

少子高齢化の急速な進展や、単身世帯、ひとり親世帯の増加など家族構造の変化、地域社会における人とのつながりの希薄化が進み、社会的孤立のリスクが拡大し、貧困の連鎖や制度の狭間にある福祉・生活課題はより深刻さを増している。このような状況の中、「地域共生社会」の実現に向けて、本会では、こどもに関連する社会的孤立といった課題に焦点をあて、市域で活動するこども支援団体に関する調査を行った。その結果、こども食堂や学習支援など小地域における「こどもの居場所」がまだまだ少なく、さまざまな支援を必要としていることが判明したことから、区社協と連携し、居場所の拡充支援に向けた取組みを推進することで、身近な地域における課題解決力の強化を図ることとした。

本会が受託運営して10周年を迎えた大阪市成年後見支援センターは、開設当初から、専門職と連携した成年後見に関する専門相談や市民・専門職・行政の協働による市民後見人の養成や支援の取組みを続けており、このような連携、協働の積み重ねや実績が、今般の成年後見制度利用促進基本計画で求められた「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」における中核機関としての役割を果たす礎となっている。

地域における権利擁護を推進する事業として本会が実施している、あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）と、一体的運営を図るべく事務局事務分掌を見直し、今後、支援を必要とする人がますます増加する中、専門的な支援を効果的に展開していくこととした。

さらに、南海トラフ巨大地震など、市域での甚大な被害が想定される災害に備え、市・区社協職員の初動体制の早期確立及び危機管理意識の高揚を図るため、市・区社協災害対策本部設置訓練を、約300人の参加を得て実施し、災害応急に関する準備体制の確認や対応力向上に取り組み、さらなる災害への意識向上を図った。

本会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、今後、より地域住民から信頼され、期待される社協をめざし、住み慣れた地域で、「一人ひとりの人権が尊重されるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」の実現にむけた事業を推進した。

取組み実施状況

1 社会福祉法人制度改革への対応及び財政基盤の強化

(1) 組織の透明性と信頼性の確保、内部統制の強化及び外部監査の実施

改正社会福祉法により、新たに制定した定款に基づき法人運営に取り組むとともに、平成29年11月には、組織経営のガバナンスと本会業務の適正を確保するために必要な体制を整備することを目的として、「内部管理体制の基本方針」を理事会において決議した。

また、外部監査を本格実施し、会計監査人からの定期監査により、組織の透明性及び内部統制の強化に努めた。

さらに、全職員を対象にコンプライアンス研修を実施し、組織全体のコンプライアンス意識の向上を図り、法令遵守に取り組んだ。

(2) 地域における公益活動の取組みへの支援

改正社会福祉法により責務化された社会福祉法人の地域における公益的な活動をより一層推進するため、市内の社会福祉法人や社会福祉施設において、活動推進の一助となるよう「参画と協働のための地域福祉ガイドブック」（以下「ガイドブック」という。）を作成した。

また、社会福祉法人を取り巻く状況の変化や求められる姿を共有し、地域における公益的な活動を推進していくために、先進的な取組みの実践事例を紹介する実践報告会を開催した。

(3) 財政基盤の強化に向けた取組み

安定的な経営に向けて、「成年後見支援センター事業」「要介護認定・障がい支援区分認定調査事業」「おおさか介護サービス相談センター事業」「地域包括支援センター連絡調整事業」「介護予防ポイント事業」「休日夜間福祉電話相談事業」「市民活動に関する相談受付・情報提供窓口の開設・運營業務」を次年度に向けて受託するなど、公募事業に積極的に応募した。

また、広告料収入の拡大に向けて、本会における広告募集に関する問い合わせ窓口を一本化し、募集案内を約400の団体や企業に送付するとともに、ホームページに広告募集に特化したページを新設し、積極的な周知に努めた。

さらに、大阪市社会事業施設協議会（児童、保育、老人、生保、地域、障がいの6団体により構成）の協力を得、各加盟施設に対し、社会福祉協議会が地域福祉を推進していくための貴重な財源となる賛助会員加入の呼びかけを行い、積極的に本会への理解者・支援者を増やすことに取り組んだ。

2 生活課題の解決に向けた地域福祉活動推進の支援

(1) 地域福祉推進に係る事業

大阪市地域福祉活動推進委員会での検討を経て、今後3年間の地域福祉活動を推進するため、市・区社協や地域住民をはじめとする多様な主体や団体が取り組む視点や方向性と重点目標を定めた「大阪市地域福祉活動推進計画」を策定した。

また、本計画に加え、地域福祉活動を推進する具体的な手法や方策を示した手引書であるガイドブックを「小地域における住民と専門職の協働のあり方」「新しい担い手の参画」「社会福祉法人の地域における公益的な活動」の3テーマで作成した。必要に応じて情報を更新し、関心のある人に広く情報が届くよう、ホームページなど「Web掲載」により発信した。今後も、本計画の内容と関連したテーマを設定し、情報発信していくこととした。

さらに、市民・福祉関係者を対象として、ガイドブックのテーマと連動した内容により、地域福祉シンポジウム「身近な地域で 気づく・つなぐ・話しあう」を開催した。地域活動者の実践を報告することで、住民による地域福祉活動を推進するとともに、地域における住民と福祉専門職の協働による相談支援体制の充実に向けた視点の共有を図った。

(2) 区社協活動・事業の支援

ア 地域福祉活動支援事業への支援

「区地域福祉活動支援事業の業務改善及び評価のしくみについて」を改訂し、地域福祉活動の支援におけるPDCAサイクルを強化し、具体的な目標や役割、評価を明確にすることで、業務改善につなげた。また、地域支援に関する研修を通して、区社協における地域生活課題を踏まえた計画的なコミュニティワーク実践を支援した。

イ 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業への支援

福祉局と事業評価について検討したほか、地域と連携した相談支援機能の充実を図るため、担当職員を対象としたCSW研修（全3回）を開催した。全国に向けても、「大都市の福祉問題への取組を促進する社協セミナー」で、区社協職員とともに、大阪市における見守り相談室の実践と成果について発表した。

ウ 生活困窮者自立相談支援事業への支援

区社協単独実施や区社協と他法人の共同実施、他法人単独実施など、さまざまな実施形態があるが、市内全体の円滑な事業推進に向け、各々の支援内容や課題の共有化を図るため、本会主催で制度開始以降、初めてとなる市全体での情報交換会を開催した。種別によらない多様な相談が寄せられる事業であり、今後も、情報交換会などを開催し、各法人の強みを活かした事業展開ができるよう支援していく。

エ 生活課題・福祉課題解決力強化への支援

平成29年度から全区で生活支援体制整備事業が始まり、地域福祉活動推進支援

事業や地域包括支援センター運営事業をはじめとした区社協の各事業が一層連携し、一体となって総合相談支援機能を発揮し、地域づくりへと展開できるよう、区担当制による区社協へのヒアリングを実施し、分析結果を相互に共有するとともに、研修会や情報交換会を開催するなど、後方支援に努めた。

オ 公募事業応募への支援

区社協が公募事業へ応募するにあたっては、事業の目指すべき方向性や視点を確認し、必要な情報を提供するなど、円滑に対応できるよう支援した。

(3) 介護予防ポイント事業の推進

本市在住の65歳以上の方を対象とし、介護保険施設や事業所において介護支援活動を行う介護予防ポイント事業を実施し、高齢者の外出の機会の増加や社会参加の推進を図り、介護予防や生きがいがいづくりにつなげた。

多くの高齢者が活動に参加できるよう、地域の回覧板などにより積極的に事業周知するとともに、「介護予防ポイントリレー通信」を年2回発行し、市民や登録者への啓発を行った。その結果、平成27年10月に開始となった本事業の活動登録者は、平成30年3月現在で、2,200人を超えた。

平成30年度からは、新たに保育所等での活動も対象とし、市域の高齢者の介護予防や生きがいがいづくりの場として、事業拡大に努めていく。

(4) 善意銀行の運営

市民からの善意の預託（金品・物品）を活用し、こどもの支援やボランティア活動の支援、地域コミュニティづくりをはじめ、地域福祉活動の推進を目的に助成した。

また、先人たちの実践を後世に伝えるため、「大阪の社会福祉の歴史保存・伝承助成」として、民生委員・児童委員活動のスローガンを刻んだ民生委員制度創設100周年記念碑設置に助成するとともに、大阪社会医療センター附属病院の移転に伴い、釜ヶ崎で暮らす日雇い労働者への医療の軌跡がわかる資料展示に助成した。

(5) 「私たちのまちで先駆的な取り組みをしよう」事業の実施

区及び地域における先駆的な事業の開発、既存事業の発展的な展開などを目的に、9地域社協へ助成し、地域福祉活動推進の一助とした。

本事業は、平成15年度から実施してきたが、地域生活課題が多様化・複雑化している背景をふまえ、平成30年度からは、地域住民や団体が主体となり、地域の中でさまざまな人が交流できる取組みを推進していくため、テーマについては「居場所づくり支援事業」として実施することとしている。

3 権利擁護の推進及び相談支援体制の充実

(1) あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）の推進

認知症高齢者の増加や地域で暮らす知的障がい・精神障がい者の増加に伴い、判断能力が不十分な人びとの権利擁護を推進する本事業の必要性は年々高まっている。

このような中、新規相談受付時のアセスメント方法を見直し、判断能力の有無に加え、利用意思や生活状況等の確認により、成年後見をはじめとした他制度利用を含めた適切な支援方法を見定めることで、本事業の利用を必要とする方との早期面談、契約に努め、利用希望待機者の解消に向け、取り組んだ。

また、意思能力が著しく低下した利用者については、本事業から成年後見制度へ移行することにより、適切な支援へとつなげた。

(2) 権利擁護相談支援サポートセンター事業の推進

ア 大阪市成年後見支援センターの運営

成年後見制度の利用促進を図るため、弁護士、司法書士、社会福祉士による専門相談を実施し、成年後見申立等を支援した。

また、第11期市民後見人養成講座を開催し、平成30年3月末現在で登録者数は233人となった。

成年後見制度や市民後見人活動の広報啓発を目的として、大阪府・大阪市・堺市・大阪府社協・堺市社協との共催によるシンポジウムの開催や市民後見人活動啓発DVDを制作するとともに、センター開設10周年を記念したフォーラムの開催や記念誌を発行した。

イ 地域の相談支援機関への権利擁護に係る後方支援

相談支援機関の後方支援として、権利擁護相談、認知症医療（専門）相談及び相談員のための成年後見申立て支援研修会を開催した。

ウ 成年後見制度、権利擁護に関わる機関・団体との連携

大阪家庭裁判所との懇談会や、弁護士、司法書士、社会福祉士による専門相談の充実に向けた検討会を実施した。また、市民後見人活動支援等に関する課題検討や情報交換を行なうため、本会・大阪府社協・堺市社協合同事務局会議を実施した。

エ 法人後見に取り組む団体支援を目的とした相談会の開催

成年後見制度の利用促進のため、法人後見を検討している営利を目的としない団体に対し、申立て手続きや後見業務の概要などについての相談会を開催した。

(3) 認知症高齢者相談支援サポート事業の推進

ア 地域包括支援センターなどの機関や施設及び事業者に対する相談、後方支援

各機関が関わる支援困難ケースについて、専門相談やケース会議を開催し、専門

的な助言を行うとともに、各区の認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員の連絡会の開催や区関係者会議への参加を通して、業務が円滑に遂行できるよう支援した。

また、認知症の正しい理解を深めるための研修会や、認知症高齢者やその家族などを対象とした相談会を開催し、介護者相互の交流を図った。

イ 認知症サポーター養成など事業の実施

大阪市キャラバン・メイト事務局として、キャラバン・メイトによる認知症サポーター養成講座の開催を支援するとともに、サポーター養成講座の開催を希望する企業・団体への講師派遣を調整した。

また、認知症サポーター養成講座の講師役であるキャラバン・メイトを養成する研修やフォローアップ研修の開催により、キャラバン・メイトの組織化に努めた。

(4) 休日夜間福祉電話相談事業の推進

休日夜間における障がい者、高齢者の福祉及び権利擁護に関する電話相談を実施し、内容に応じて、関係機関への連携を図るなど、相談者の課題解決に努めた。また、障がい者、高齢者の虐待通報、緊急一時保護の連絡窓口として、虐待対応のセーフティネットとしての役割を担った。

(5) 地域包括支援センター連絡調整・運営支援

各地域包括支援センターの機能強化を図るため、市内66ヶ所の地域包括支援センターと68ヶ所の総合相談窓口（ブランチ）の相談実績を分析し、大阪市地域包括支援センター運営協議会に報告した。

また、地域包括支援センターに対し、地域ケア会議での具体的な事例や課題、支援方法等のヒアリング内容を、定期的で開催している会議や研修会に反映し、地域包括支援センターが抱える業務上の課題解決に努めた。

高齢者の自立支援・重度化防止を目的として、平成30年度から新たに取り組む「自立支援型ケアマネジメント検討会議」の立上げに向け、福祉局と連携し、他都市の視察やワーキングを開催した。また、会議を運営する地域包括支援センター職員に対し、自立支援型ケアマネジメントの考え方を浸透させるため、研修を開催した。

(6) おおさか介護サービス相談センター事業の推進

介護保険サービスの利用者や家族及びサービス提供事業者からの苦情や相談を受け、中立的な立場で、情報提供や助言・調整などを行い、介護保険サービスの質の向上に努めた。

また、地域包括支援センターが関わる支援困難ケースに対して助言するとともに、意見・情報交換を行い、連携を深めた。

さらに、地域福祉活動に取り組んでいる市民を対象に、介護保険制度の仕組み、認知症の理解と支援などの学習の機会を設けるとともに、福祉人材の育成を目的として、介護相談研修を実施した。

(7) 生活福祉資金貸付事業の推進

低所得者、障がい者や高齢者世帯の経済的自立と安定した生活の確保を目的とした生活福祉資金貸付事業の相談窓口である区社協の業務が、円滑かつ効果的に進捗するよう、情報提供や連絡調整を行った。

また、生活困窮者自立相談支援窓口や民生委員・児童委員協議会との連携強化という国の動向を踏まえて、大阪府社協と今後の相談業務の可視化に向けた手法等について協議した。

(8) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業の実施【新規】

就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して、入学準備金を貸付けるとともに、貸付相談を通じて、生活福祉資金の活用や区の自立相談支援窓口を紹介するなど、ひとり親家庭の自立を支援した。

4 中立・公正な立場にたった事業の展開

要介護認定調査・障がい支援区分認定調査事業の実施

中立・公正な立場に立った適正な認定調査を実施するため、個人情報保護に関するマニュアルの改訂や、特記事項記載マニュアルを作成し、会議や現任調査員研修において全調査員に周知した。

少子高齢化による高齢者の増加や障がい者施策の充実により、要介護認定調査、障がい支援区分認定調査の依頼件数は年々増加しているが、必要な調査実施体制を整備し、遅滞なく調査実施できるよう努めた。

また、次年度以降の受託に向けては、特別臨時職員制度を導入し、安定的な調査実施体制整備の一助とした。

5 ボランティア・市民活動の推進・強化

(1) ボランティア振興事業の推進

ボランティア・市民活動団体の活動や、地域貢献・社会貢献を行う企業の協働による取り組み事例、市民がボランティア・市民活動に参画するきっかけとなる情報を、情報誌「COMVO」等で発信した。

また、市・区ボランティア・市民活動センターの円滑な運営に向け、「市・区ボランティア・市民活動センター運営委員長会」を開催し、情報交換を行うとともに、各区の交流を

図った。

さらに、市民、区ボランティア・市民活動センター関係者を対象として、ボランティアによる共生社会のあり方を考える「OCVACボランティア・市民活動セミナー」を開催し、ボランティア・市民活動推進の機運を高めた。

(2) ボランティア活動振興基金を活用した地域福祉活動の支援

地域課題が多様化・複雑化する中、担い手育成や居場所づくりを支援する「生徒・学生の福祉ボランティア活動支援事業」と「社会参加の空間整備事業」は、申請時期を年2回に増やし、助成金活用機会を拡充した。

また、助成団体へのアンケート調査結果や、基金を活用した活動事例を掲載した啓発冊子を作成するとともに、ホームページで情報発信を行うなど、基金の啓発に取り組んだ。

(3) 「子ども食堂や学習支援を含む居場所」の運営に関する支援

子ども食堂や学習支援を実践している地域社協やNPO法人等の多様な団体が手をつなぎ、直面する困りごとを共有・解決するとともに、こどもの孤立を防ぎ、地域の大人たちがこどもを支える居場所の重要性を相互に確認する場として、「地域子ども支援団体連絡会」を定期的開催した。

今後は小地域での活動拠点の拡充を見据え、平成30年度から「地域子ども支援ネットワーク事業」として、こどもの暮らしやニーズに寄り添った取組みを推進することとした。

6 防災・減災、災害救援に関する支援・取組み

(1) 災害対策本部設置訓練の実施

地震等の災害によって、市域で甚大な被害が発生したとき、災害応急活動を円滑に行うことを目的とした「市・区社協合同災害対策本部設置訓練」を実施し、各人が災害発生時の役割分担や取るべき行動、関係機関との連携などについての意識を高めた。訓練後には振り返り会を実施し、それぞれの気づきを共有し、浮かび上がった課題等に取り組んでいくこととした。

(2) 災害時必要物品の整備

災害時に必要となる衛生用品や備蓄食料等で不足している必要物品を整備し、災害時への備えを強化した。

また、災害発生後すぐに必要となる物品については、事務所内にそれぞれ配置し、職員に周知することにより、災害への意識向上を図った。

(3) 災害ボランティアセンター運営者研修の実施

大規模災害に備え、区社協職員及び区役所担当者がそれぞれの役割を理解し、災害ボランティアセンターの開設・運営に向け、円滑な支援活動を行うことを目的として、「大阪市災害ボランティアセンター運営者研修」を開催した。

7 広報啓発活動の充実

(1) 調査、啓発及び広報活動

国や市における社会福祉の動向や各区における地域福祉推進の取組みなど、さまざまな福祉に関する情報を提供することを目的として、昭和25年から、毎月1回発行している広報誌「大阪の社会福祉」は、平成30年3月に754号を迎えた。より多くの市民に情報が届くよう、発行部数を前年度から1,000部増刷して28,000部とし、配架先を拡充した。

このように、本会では、地域福祉の推進に取り組んでいる市民や福祉関係者はもとより、より多くの市民に対し、本会の活動の周知や福祉全般への理解促進に向け、「大阪の社会福祉」をはじめ、「COMVO」（40,000部発行）、「ウエルおおさか」（36,000部発行）といった広報誌の発行や、ホームページ等を通して適宜情報を発信しているが、各媒体が掲げるテーマや対象者に応じて、一層効果的、効率的な広報を展開するため、広報担当連絡会議を定期的に開催し、広報の充実に努めた。

(2) 大阪市社会福祉大会の開催

多年にわたり、大阪市の社会福祉の向上に寄与した功労者や団体の功績を表彰し、これからの活動の弾みとする機会とした。また、すべての住民が地域コミュニティのなかで支え合い、自分らしく活躍できる「地域共生社会」の実現を目指すとした大会宣言が採択され、市民参加の地域福祉を推進していくことを参加者全員で確認した。

(3) 人権啓発の推進

社会福祉に従事する職員として、人権問題の理解と認識を深め人権意識の向上に資するため、「大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会」、「大阪市社会事業施設協議会」と連携を図り「大阪市社会福祉施設職員人権研修」「社会福祉施設職員人権ワークショップ」を計6回開催した。

高齢者、障がい者及び児童虐待防止推進月（週）間行事をはじめとする多様な人権活動に参画するとともに、広報誌「大阪の社会福祉」やホームページなどでさまざまな取組みを掲載し、広く啓発を図った。

また、人権週間を中心に市内各所で開催される、各種講演会や行事、関係団体主催の人権研修への参加を促進した。

8 福祉人材の養成及び情報の発信

(1) 社会福祉研修・情報センターの施設管理・運営

ア 社会福祉施設職員や市民を対象とした各種研修の開催

社会福祉施設職員を対象とした福祉従事者研修や認知症介護研修、介護職員研修を実施し、社会福祉を支える人材養成に努めるとともに、市民の福祉に対する理解を深めることを目的とした多様な研修や実習を実施した。

また、介護人材の確保と定着を支援するため、全国社会福祉協議会からの要請を受け、介護福祉士「実務者研修」通信課程のスクーリングを実施した。

さらに、介護福祉士等の潜在的有資格者に対して、デイサービス等の福祉職場の見学及び体験会を実施する復職支援事業を実施した。

イ 新たな地域活動の担い手の育成

地域福祉活動を担う市民を対象とした研修実績を活かし、住民主体の地域福祉活動が、継続的かつ発展的に展開するよう、活動の中心となるリーダーや新たな担い手を育成する「地域福祉活動者研修体系」を構築するため、学識経験者を交えた検討会を立ち上げる準備会を開催した。

ウ 大阪市福祉人材養成連絡協議会の運営

福祉人材の養成を図るため、大阪市福祉人材養成連絡協議会を運営し、「福祉職場における人材育成をめぐるニーズ調査及び人材育成等のあり方に関する調査報告書」を発行し、ホームページにも公開することで広く周知した。報告書内容について検討した結果、平成30年度からは人材育成の観点から重要となるスーパーバイズ研修を実施することとした。

また、大阪市福祉人材養成連絡協議会加入施設や団体の研修企画者を対象とした担当者会議を開催し、研修について情報共有するとともに、広報の協力体制等について検討した。

エ 社会福祉に関する情報提供及び調査研究

社会福祉に関する多様な情報について、情報誌「ウェルおおさか」や研究誌「大阪市社会福祉研究」の発行、ホームページ「ウェルおおさか」による発信、福祉・介護の啓発イベント「ウェルおおさかは一とフェア」の開催等により、広く発信した。

オ 自主事業の運営

福祉職員のためのメンタルヘルス相談を定期的にも実施した。

(2) 福祉人材の養成・確保（就職フェアなど）

大阪府内の社会福祉施設等への福祉・介護人材の確保・推進を図ることを目的として、大阪府社協、堺市社協等との共催により、求人施設等と就職希望者との個別面談や就職に関する相談・情報提供等の機会を提供する合同求人説明会を開催した。

9 福祉関係機関、団体との連絡調整

(1) 民生委員・児童委員との連携及び活動の推進

民生委員・児童委員等との連携により、区社協における「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を推進しており、地区委員長研修に区社協職員が参加し、活動の課題共有を行うなど事業推進への連携強化に努めた。

民生委員制度創設100周年にあたっては、民生委員・児童委員の役割や意義の理解促進を目的としたポスターの掲出により、子育て世帯や単身高齢者、生活困窮者を含め、幅広い層に、民生委員・児童委員及び主任児童委員の認知度が向上するよう努めた。

(2) 共同募金運動への協力

毎年、10月1日から始まる、赤い羽根共同募金運動のオープニングセレモニーには、本会職員が参加協力するほか、有志による恒例の街頭募金活動、広報誌「大阪の社会福祉」や本会ホームページへの掲載など、募金啓発活動に積極的に取り組み、大阪府共同募金会とより緊密な連携を図った。

(3) 大阪市社会事業施設協議会活動の推進

大阪市社会事業施設協議会の事務局として、市内社会事業施設の充実・発展を図ることを目的に、施設団体相互間の連絡調整などを行った。

改正社会福祉法において、責務化された社会福祉法人の地域における公益的な活動を推進するため、加盟している約1,000の社会福祉施設あてに地域貢献活動に関する調査を実施し、その結果を反映した「ガイドブック」を作成した。

(4) 大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会活動の推進

市域の社会福祉施設職員が人権課題への理解を深め、人権活動の積極的な推進を図るため、本会、大阪市社会福祉施設人権活動推進連絡協議会、大阪市社会事業施設協議会との共催により、通年で人権研修を開催した。

(5) 区社会福祉施設連絡会活動への支援

市内各区社会福祉施設連絡会と大阪市社会事業施設協議会の合同で、「地域における公益的な活動実践から学ぶ」をテーマに実践報告会を実施するなど、各施設の先進的な取り組みの報告や情報交換を通じて、連携の強化及び活動の活性化を図った。